

令和4年度 経営管理権集積計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和5年2月24日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-004	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	148	108	い-6	山林	0.0730	ヒノキ	62	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市中里	2703	108	い-2	山林	0.3272	ヒノキ	75						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	148	108	いー6	山林	0.0730	ヒノキ	62				
２	富士市中里	2703	108	いー2	山林	0.3272	ヒノキ	75				
３												
４												
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-006	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富士市中里	2293-13	107	へ-26	山林	0.0373	ヒノキ	80	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。				
2	富士市中里	2294-2	107	へ-29	山林	0.0909	ソノタウヨウ ジュ	62								
3	富士市中里	2298	107	へ-20	山林	0.8704	ソノタウヨウ ジュ	85								
4	富士市中里	2319	107	に-35	山林	0.3996	ヒノキ	80								
5	富士市中里	2322-1	107	に-44	山林	1.2819	ヒノキ	80								
6	富士市中里	2322-2	107	に-43	山林	0.6052	スギ	57								
7	富士市中里	2323-1	107	に-43	山林	0.0213	スギ	57								
8	富士市中里	2323-3	107	に-43	山林	0.0089	スギ	57								
9	富士市中里	2324-1	107	に-43	山林	0.1110	スギ	57								
10	富士市中里	2324-2	107	に-43	原野	0.0023	スギ	57								
11	富士市中里	2325-1	107	に-43	山林	0.1500	スギ	57								
12																
13																
14																
15																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2293-13	107	へ-26	山林	0.0373	ヒノキ	80				
2	富士市中里	2294-2	107	へ-29	山林	0.0909	ソノタコウヨウ ジユ	62				
3	富士市中里	2298	107	へ-20	山林	0.8704	ソノタコウヨウ ジユ	85				
4	富士市中里	2319	107	に-35	山林	0.3996	ヒノキ	80				
5	富士市中里	2322-1	107	に-44	山林	1.2819	ヒノキ	80				
6	富士市中里	2322-2	107	に-43	山林	0.6052	スギ	57				
7	富士市中里	2323-1	107	に-43	山林	0.0213	スギ	57				
8	富士市中里	2323-3	107	に-43	山林	0.0089	スギ	57				
9	富士市中里	2324-1	107	に-43	山林	0.1110	スギ	57				
10	富士市中里	2324-2	107	に-43	原野	0.0023	スギ	57				
11	富士市中里	2325-1	107	に-43	山林	0.1500	スギ	57				
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-010	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	64	120	い-64	山林	0.0178	ヒノキ	52	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市中里	65	120	い-65	山林	1.0057	ヒノキ	68						
3	富士市中里	66	120	い-62	山林	0.4618	クスギ	85						
4	富士市中里	2704	120	い-67	山林	0.4522	ヒノキ	62						
5	富士市中里	2705	120	い-65	山林	0.0396	ヒノキ	68						
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	64	120	い-64	山林	0.0178	ヒノキ	52				
２	富士市中里	65	120	い-65	山林	1.0057	ヒノキ	68				
３	富士市中里	66	120	い-62	山林	0.4618	クスギ	85				
４	富士市中里	2704	120	い-67	山林	0.4522	ヒノキ	62				
５	富士市中里	2705	120	い-65	山林	0.0396	ヒノキ	68				
６												
７												
８												
９												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-011	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2291-1	107	へ-20	畑	0.0714	ソノコウヨ ジュ	85	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数 料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。	<経営管理実施権が設 定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ ととし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。 <経営管理実施権が設 定されない場合> ・時期、相手方及び 方法 乙から甲に対して金 銭の支払いは行わな い。		
2	富士市中里	2292-1	120	い-6	畑	0.0370	ヒノキ	70						
3	富士市中里	2292-4	107	へ-21	畑	0.0687	ヒノキ	70						
4	富士市中里	2293-6	107	へ-25	畑	0.0304	ヒノキ	62						
5	富士市中里	2294-3	107	へ-26	畑	0.0449	ヒノキ	80						
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-013	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2684	106	と-22	畑	0.0499	ヒノキ	66	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2684	106	と-22	畑	0.0499	ヒノキ	66				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-015	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	13	120	い-6	山林	0.0766	ヒノキ	70	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市川尻	10	120	に-3	山林	0.0661	ヒノキ	70						
3	富士市川尻	27	120	に-12	山林	0.0922	ヒノキ	62						
4	富士市川尻	29	120	い-10	山林	0.0452	ヒノキ	80						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	13	120	い-6	山林	0.0766	ヒノキ	70				
２	富士市川尻	10	120	に-3	山林	0.0661	ヒノキ	70				
３	富士市川尻	27	120	に-12	山林	0.0922	ヒノキ	62				
４	富士市川尻	29	120	い-10	山林	0.0452	ヒノキ	80				
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-016	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2306-10	107	と-2	山林	0.0370	ヒノキ	80	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2306-10	107	と-2	山林	0.0370	ヒノキ	80				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-017	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	56	120	い-63	山林	0.2357	ヒノキ	62	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	57	120	い-45	山林	0.5920	ヒノキ	80						
3	富士市中里	63	120	い-65	山林	0.1064	ヒノキ	68						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	56	120	い-63	山林	0.2357	ヒノキ	62				
２	富士市中里	57	120	い-45	山林	0.5920	ヒノキ	80				
３	富士市中里	63	120	い-65	山林	0.1064	ヒノキ	68				
４												
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-018	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2693-4	106	に-19	畑	0.0902	ヒノキ	75	公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2693-6	106	に-14	畑	0.0561	ソノタコウヨクジュ	73						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。				
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長	小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	[REDACTED]	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-020	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2293-11	107	へ-26	畑	0.0390	ヒノキ	80	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2293-12	107	へ-26	畑	0.0925	ヒノキ	80						
3	富士市中里	2294-4	107	へ-29	山林	0.0287	ソノタコウヨシ	62						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	2293-11	107	へー26	畑	0.0390	ヒノキ	80				
２	富士市中里	2293-12	107	へー26	畑	0.0925	ヒノキ	80				
３	富士市中里	2294-4	107	へー29	山林	0.0287	ソノタコウヨウ シ ャ	62				
４												
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-021	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2693-1	106	に-23	畑	0.2241	クスギ	68	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2693-1	106	に-23	畑	0.2241	クサギ*	68				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XX

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-025	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市富士岡	509	106	ほ-9	山林	0.0824	クスギ	75	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市富士岡	510	106	ほ-8	山林	0.0089	ヒノキ	75						
3	富士市富士岡	512	106	ほ-8	山林	0.1114	ヒノキ	75						
4	富士市富士岡	514	106	ほ-8	山林	0.0165	ヒノキ	75						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-028	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2284-1	107	ほ-12	畑	0.2069	ヒノキ	65	公告の日から 6年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2284-1	107	ほ-12	畑	0.2069	ヒノキ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XX

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-034	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2666	106	と-18	山林	0.2803	ヒノキ	59	公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市中里	2669-1	106	と-17	山林	0.1365	ヒノキ	62						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2666	106	と-18	山林	0.2803	ヒノキ	59				
2	富士市中里	2669-1	106	と-17	山林	0.1365	ヒノキ	62				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-035	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	536	106	と-42	山林	0.3889	クスギ	75	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	537	106	と-42	山林	0.0770	クスギ	75						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	536	106	と-42	山林	0.3889	クサギ	75				
2	富士市中里	537	106	と-42	山林	0.0770	クサギ	75				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-037	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2685-2	106	と-20	畑	0.1361	ヒノキ	68	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2685-2	106	と-20	畑	0.1361	ヒノキ	68				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-038	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2320-1	107	に-32	山林	0.1302	ヒノキ	56	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市中里	2320-6	107	に-22	山林	0.0975	クスギ	80						
3	富士市中里	2320-7	107	に-32	山林	0.1133	ヒノキ	56						
4	富士市中里	2320-8	107	に-32	山林	0.0697	ヒノキ	56						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	2320-1	107	に-32	山林	0.1302	ヒノキ	56				
２	富士市中里	2320-6	107	に-22	山林	0.0975	クスギ	80				
３	富士市中里	2320-7	107	に-32	山林	0.1133	ヒノキ	56				
４	富士市中里	2320-8	107	に-32	山林	0.0697	ヒノキ	56				
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-039	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市富士岡	501	106	ほ-16	山林	0.0360	ヒノキ	70	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市富士岡	528	106	ほ-6	山林	0.0277	ソノタコウヨクジュ	70						
3	富士市富士岡	530	106	ほ-7	山林	0.0667	ソノタコウヨクジュ	70						
4	富士市富士岡	531	106	ほ-14	山林	0.1094	ヒノキ	70						
5	富士市富士岡	532	106	ほ-14	山林	0.2142	ヒノキ	70						
6	富士市富士岡	533	106	ほ-15	山林	0.0938	ヒノキ	70						
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-043	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2292-3	107	へ-25	山林	0.0727	ヒノキ	62	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2292-3	107	へ~25	山林	0.0727	ヒノキ	62				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-045	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2312-1	107	と-8	山林	0.7525	ヒノキ	63	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数 料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。	<経営管理実施権が設 定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ ととし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。 <経営管理実施権が設 定されない場合> ・時期、相手方及び 方法 乙から甲に対して金 銭の支払いは行わな い。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。				
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長	小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	[REDACTED]	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-046	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2693-2	106	に-19	山林	0.1213	ヒノキ	75	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数 料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。	<経営管理実施権が設 定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ ととし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。 <経営管理実施権が設 定されない場合> ・時期、相手方及び 方法 乙から甲に対して金 銭の支払いは行わな い。		
2	富士市中里	2693-3	106	に-19	山林	0.0975	ヒノキ	75						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-048	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2309-2	107	と-5	山林	0.0259	ソノタコウヨク ジュ	80	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市中里	2310-4	107	と-5	山林	0.0492	ソノタコウヨク ジュ	80						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	2309-2	107	と-5	山林	0.0259	ソノタコウヨウ シ ュ	80				
２	富士市中里	2310-4	107	と-5	山林	0.0492	ソノタコウヨウ シ ュ	80				
３												
４												
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-051	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2306-6	107	と-2	山林	0.0826	ヒノキ	80	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2306-8	107	と-2	山林	0.1796	ヒノキ	80						
3	富士市中里	2306-11	107	と-11	山林	0.0249	スギ/ヒノキ	57						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2306-6	107	と-2	山林	0.0826	ヒノキ	80				
2	富士市中里	2306-8	107	と-2	山林	0.1796	ヒノキ	80				
3	富士市中里	2306-11	107	と-11	山林	0.0249	スギ・ヒノキ	57				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-052	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2320-2-1	107	に-30	山林	0.1345	ヒノキ	57	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2320-2-2	107	に-36	山林	0.0578	ヒノキ	55						
3	富士市中里	2320-4	107	に-39	山林	0.4862	ヒノキ	70						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。					
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長	小長井	義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	[REDACTED]		

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-054	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	富士市中里	559	106	と-26	山林	0.0879	ヒノキ	62	公告の日から 6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手方及び方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	富士市中里	560	106	と-26	山林	0.0393	ヒノキ	62						
3	富士市中里	576	106	と-16	山林	0.1709	ヒノキ	70						
4	富士市中里	2665	106	と-17	畑	0.3514	ヒノキ	62						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	559	106	と-26	山林	0.0879	ヒノキ	62				
2	富士市中里	560	106	と-26	山林	0.0393	ヒノキ	62				
3	富士市中里	576	106	と-16	山林	0.1709	ヒノキ	70				
4	富士市中里	2665	106	と-17	畑	0.3514	ヒノキ	62				
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-055	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	539	と-40	と	山林	0.0002	ヒノキ	66	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	540	と-41	と	山林	0.0297	スギ	63						
3	富士市中里	555	と-24	と	山林	0.1448	モウソウ	0						
4	富士市中里	556	と-23	と	山林	0.1522	ヒノキ	67						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	539	と-40	と	山林	0.0002	ヒノキ	66				
2	富士市中里	540	と-41	と	山林	0.0297	スギ	63				
3	富士市中里	555	と-24	と	山林	0.1448	モウソウ	0				
4	富士市中里	556	と-23	と	山林	0.1522	ヒノキ	67				
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-056	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	富士市中里	2668-1	と-23	と	山林	0.0357	ヒノキ	67	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2668-2	と-19	と	山林	0.0357	ヒノキ	68						
3	富士市中里	2668-3	と-19	と	山林	0.0251	ヒノキ	68						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	2668-1	と-23	と	山林	0.0357	ヒノキ	67				
２	富士市中里	2668-2	と-19	と	山林	0.0357	ヒノキ	68				
３	富士市中里	2668-3	と-19	と	山林	0.0251	ヒノキ	68				
４												
５												
６												
７												
８												
９												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-057	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2664	106	と-16	畑	0.0155	ヒノキ	70	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
											＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2664	106	と-16	畑	0.0155	ヒノキ	70				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

]

(記載注意)

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-061	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市川尻	22	120	に-12	山林	0.0403	ヒノキ	62	公告の日から 6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される 場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手 数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。	〈経営管理実施権が設定 される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ とし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。	〈経営管理実施権が設 定されない場合〉 ・時期、相手方及び 方法 乙から甲に対して金 銭の支払いは行わな い。	
2	富士市川尻	24	120	に-12	山林	0.0466	ヒノキ	62						
3	富士市中里	2293-2	107	へ-25	畑	0.0337	ヒノキ	62						
4	富士市中里	2293-3	107	へ-29	畑	0.0254	ソノタウカ ジュ	62						
5	富士市中里	2293-4	107	へ-25	畑	0.0277	ヒノキ	62						
6	富士市中里	2293-5	107	へ-25	畑	0.0310	ヒノキ	62						
7	富士市川尻	2294-8	120	に-12	山林	0.0264	ヒノキ	62						
8	富士市川尻	2294-9	120	に-12	山林	0.0221	ヒノキ	62						
9	富士市中里	2294-10	107	へ-27	山林	0.0251	ヒノキ	80						
10	富士市中里	2294-11	107	へ-27	山林	0.0158	ヒノキ	80						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市川尻	２２	１２０	に-12	山林	0.0403	ヒノキ	62				
２	富士市川尻	２４	１２０	に-12	山林	0.0466	ヒノキ	62				
３	富士市中里	2293-2	107	へ-25	畑	0.0337	ヒノキ	62				
４	富士市中里	2293-3	107	へ-29	畑	0.0254	ソノタコウヨクシゲユ	62				
５	富士市中里	2293-4	107	へ-25	畑	0.0277	ヒノキ	62				
６	富士市中里	2293-5	107	へ-25	畑	0.0310	ヒノキ	62				
７	富士市川尻	2294-8	120	に-12	山林	0.0264	ヒノキ	62				
８	富士市川尻	2294-9	120	に-12	山林	0.0221	ヒノキ	62				
９	富士市中里	2294-10	107	へ-27	山林	0.0251	ヒノキ	80				
10	富士市中里	2294-11	107	へ-27	山林	0.0158	ヒノキ	80				

[この計画に同意する。]

 権利の設定を受ける市町村（乙） 住　　 所（同上） 富士市長　小長井　義正

 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住　　 所（同上） [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-062	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2669-2	106	と-17	畑	0.1361	ヒノキ	62	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2669-2	106	と-17	畑	0.1361	ヒノキ	62				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-064	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2301-1	107	へ-9	山林	0.9642	クヌギ	67	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2										＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2301-1	107	へ-9	山林	0.9642	クスミ	67				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-066	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2671-1	106	と-28	畑	0.1183	ヒノキ	62	公告の日から	6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2671-1	106	と-28	畑	0.1183	ヒノキ	62				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-068	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2305-5	107	と-10	山林	0.0224	ヒノキ	85	公告の日から 6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される 場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手 数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。	〈経営管理実施権が設 定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ とし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。		
2	富士市中里	2305-6	107	と-5	山林	0.0224	ソノタコウカ ジュ	80						
3	富士市中里	2306-5	107	と-12	山林	0.1147	ヒノキ	57						
4	富士市中里	2306-7	107	と-11	山林	0.3146	スギ*ヒノキ	57						
5	富士市中里	2308-2	107	と-12	山林	0.2525	ヒノキ	57						
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	2305-5	107	と-10	山林	0.0224	ヒノキ	85				
２	富士市中里	2305-6	107	と-5	山林	0.0224	ソノタコウヨク ジュ	80				
３	富士市中里	2306-5	107	と-12	山林	0.1147	ヒノキ	57				
４	富士市中里	2306-7	107	と-11	山林	0.3146	スギ [*] /ヒノキ	57				
５	富士市中里	2308-2	107	と-12	山林	0.2525	ヒノキ	57				
６												
７												
８												
９												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	理 号	S4-069	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地						
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考		
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富士市中里	2301-3	107	へ-1	山林	0.9639	ヒノキ	65	公告の日から 6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。				
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2301-3	107	へ-1	山林	0.9639	ヒノキ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-072	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準林班 小班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢						
1	富士市中里	2289-2	107	ほ-19	山林	0.3384	ソノコウカシ ジュ	75	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2295-2	107	へ-23	畑	0.1213	ヒノキ	75						
3	富士市中里	2296-2	107	へ-22	畑	0.1414	スギ	75						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。					
権利の設定を受ける市町村（乙）	住	所（同上）	富士市長	小長井	義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住	所（同上）	[REDACTED]		

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○月○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	S4-074	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準林班 小班	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2287-1	107	ほ-13	畑	0.4996	ヒノキ	57	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2287-2	107	ほ-11	畑	0.3615	ソノタウヨクシユ	80						
3	富士市中里	2288-1	107	ほ-15	畑	0.0931	ヒノキ	63						
4	富士市中里	2294-12	107	へ-24	山林	0.0456	ヒノキ	75						
5	富士市中里	2295-1	107	へ-26	山林	0.0320	ヒノキ	80						
6	富士市中里	2295-1-2	107	へ-26	畑	0.0393	ヒノキ	80						
7	富士市中里	2295-3	107	へ-22	山林	0.0578	スギ	75						
8	富士市中里	2295-3-2	107	へ-22	畑	0.1295	スギ	75						
9	富士市中里	2296-1	107	へ-22	畑	0.0856	スギ	75						
10	富士市中里	2296-3	107	へ-22	畑	0.0512	スギ	75						
11	富士市中里	2297	107	へ-21/22	山林	0.8846	スギ/ヒノキ	70/75						
12	富士市中里	2299-1	107	へ-15	山林	0.4462	クスギ	90						
13	富士市中里	2299-2	107	へ-16	山林	0.2330	クスギ	90						
14	富士市川尻	15	120	に-7	山林	0.2591	ヒノキ	71						
15														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2287-1	107	ほ-13	畑	0.4996	ヒノキ	57				
2	富士市中里	2287-2	107	ほ-11	畑	0.3615	ソノタウヨウ ジユ	80				
3	富士市中里	2288-1	107	ほ-15	畑	0.0931	ヒノキ	63				
4	富士市中里	2294-12	107	へ-24	山林	0.0456	ヒノキ	75				
5	富士市中里	2295-1	107	へ-26	山林	0.0320	ヒノキ	80				
6	富士市中里	2295-1-2	107	へ-26	畑	0.0393	ヒノキ	80				
7	富士市中里	2295-3	107	へ-22	山林	0.0578	スギ	75				
8	富士市中里	2295-3-2	107	へ-22	畑	0.1295	スギ	75				
9	富士市中里	2296-1	107	へ-22	畑	0.0856	スギ	75				
10	富士市中里	2296-3	107	へ-22	畑	0.0512	スギ	75				
11	富士市中里	2297	107	へ-21/22	山林	0.8846	スギ/ヒノキ	70/75				
12	富士市中里	2299-1	107	へ-15	山林	0.4462	クスギ	90				
13	富士市中里	2299-2	107	へ-16	山林	0.2330	クスギ	90				
14	富士市川尻	15	120	に-7	山林	0.2591	ヒノキ	71				
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-075	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2693-5	106	に-18	畑	0.0942	ヒノキ	75	公告の日から	6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2693-5	106	に-18	畑	0.0942	ヒノキ	75				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-076	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	538	106	と-40	山林	0.0822	ヒノキ	66	公告の日から 6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される 場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されな い場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数 料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。	〈経営管理実施権が設 定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ とし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。 〈経営管理実施権が設 定されない場合〉 ・時期、相手方及び 方法 乙から甲に対して金 銭の支払いは行わな い。		
2	富士市中里	541	106	と-40	山林	0.3226	ヒノキ	66						
3	富士市中里	542	106	と-40	山林	0.0251	ヒノキ	66						
4	富士市中里	543	106	と-40	山林	0.0528	ヒノキ	66						
5	富士市中里	544	106	と-40	山林	0.0247	ヒノキ	66						
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	538	106	と-40	山林	0.0822	ヒノキ	66				
２	富士市中里	541	106	と-40	山林	0.3226	ヒノキ	66				
３	富士市中里	542	106	と-40	山林	0.0251	ヒノキ	66				
４	富士市中里	543	106	と-40	山林	0.0528	ヒノキ	66				
５	富士市中里	544	106	と-40	山林	0.0247	ヒノキ	66				
６												
７												
８												
９												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-077	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	591	106	と-1	山林	0.1266	ヒノキ	67	公告の日から	6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2											〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	591	106	と-1	山林	0.1266	ヒノキ	67				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-078	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	富士市中里	2320-1-2	107	に-31	山林	0.0449	ヒノキ	58	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市中里	2320-3	107	に-31	山林	0.3256	ヒノキ	58						
3	富士市中里	2320-5	107	に-22	山林	0.0251	クスギ	80						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2320-1-2	107	に-31	山林	0.0449	ヒノキ	58				
2	富士市中里	2320-3	107	に-31	山林	0.3256	ヒノキ	58				
3	富士市中里	2320-5	107	に-22	山林	0.0251	クスギ	80				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-079	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2696	106	と-7	畑	0.0935	クヌギ	67	公告の日から 6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	2696	106	と-7	畑	0.0935	クヌギ	67				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		S4-080	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	富士市中里	508	106	へ-1	山林	0.0885	ヒノキ	67	公告の日から	6年 (2029.3.31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中里	508	106	へ-1	山林	0.0885	ヒノキ	67				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） XXXXXXXXXX

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	S4-084	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市中里	2291-2	107	へ-20	畑	0.0707	ソノコウカ ジュ	85	公告の日から 6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手 数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算 定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため に補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金 の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がそ の差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない こと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力する こと。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。	＜経営管理実施権が設定 される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木 材販売業務が完了 し、収支結果が確定 後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者か ら甲にDを支払うこ とし、支払方法 は、甲の指定する口 座振込又は甲に現金 手渡しによりおこな う。 ＜経営管理実施権が設 定されない場合＞ ・時期、相手方及び 方法 乙から甲に対して金 銭の支払いは行わな い。		
2	富士市中里	2292-2	107	へ-21	畑	0.0409	ヒノキ	70						
3	富士市中里	2314	107	に-20	山林	0.3791	ヒノキ	59						
4	富士市中里	2693-2-1	106	に-24	畑	0.1355	クヌギ	75						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	富士市中里	2291-2	107	へ-20	畑	0.0707	ソノタコウヨクシユ	85				
２	富士市中里	2292-2	107	へ-21	畑	0.0409	ヒノキ	70				
３	富士市中里	2314	107	に-20	山林	0.3791	ヒノキ	59				
４	富士市中里	2693-2-1	106	に-24	畑	0.1355	クスキ*	75				
５												
６												
７												
８												
９												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所（同上）　　富士市長　小長井　義正

住　　所（同上）

(記載注意)

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

（2）受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

（8）甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

（9）森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。